

議案第10号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年2月14日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「から第5条まで」を「、第5条の5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第4条第1項中「次条第1項」を「次条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同条第2項中「次条第1項」を「次条」に、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改める。

第5条第1項中「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第5条の2中「前条第1項」を「第5条」に、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする」を「同条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一

		<p>の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
--	--	--

第5条の2を第5条の3とし、同条の次に次の2条を加える。

第5条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間

(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病により休職にされた場合、通勤による傷病により休職にされた場合及び川崎市職員の分限に関する条例(昭和26年川崎市条例第45号)第1条の2第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 41,700円
- (3) 第3号区分 33,350円
- (4) 第4号区分 25,000円
- (5) 第5号区分 20,850円

(6) 第6号区分 16,700円

(7) 第7号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号又は第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条の規定に該当する退職をした者（その者の都合により退職した者に限る。）でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条の5 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額（給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に当

該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例、規則その他の規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額  
ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に

対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第12条第3項又は第16条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第2項に規定する国等の職員若しくは川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第18条に規定する特定法人役職員（以下この項において「国等の職員等」という。）として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第12条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は国等の職員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第10条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国等の職員としての引き続いた在職期間

(3) 公益法人等派遣条例第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなすものとされた期間のうち同項に規定する特定法人役職員としての在職期間

第6条中「第3条から前条まで」を「第2条の3又は前条」に改める。

第10条第1項第3号を次のように改める。

(3) 在職期間のうちに、休職月等が1以上あった場合、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条

第1項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を、在職期間から除算する。

第10条第4項中「第5条第2項又は第8条の規定による」を「第5条の5又は第8条の規定により」に改め、同条第5項中「規定による」を「規定により」に改める。

第12条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条の規定に該当する退職をした者（その者の都合により退職した者に限る。）でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

第14条の3第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第14条の5において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第14条の4第1項及び第3項並びに第14条の5中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が条例、規則その他の規程による額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする当該規程の適用を受けたことがあるときは、

この条例の規定による給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第5条の5に規定する給料月額については、この限りでない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第6条までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 3 職員のうち新条例第10条第2項又は川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号）第18条第1項の規定により、新条例第5条の2第2項第2号又は第3号に掲げる期間が新条例第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものと



し」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

4 職員が施行日以後平成22年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第6条までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例退職手当額から次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 新条例第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

(2) 新条例退職手当額から旧条例退職手当額を控除した額

5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

6 基礎在職期間（新条例第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日が施行日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成19年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第5条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成9年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成9年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成9年4月1日以後の基礎在職期間

8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

9 川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第1項及び第10条第1項第3号」を「第5条及び第5条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当支給条例第5条の4第1項及び第10条第1項第3号の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当支給条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第17条中「第5条第1項及び第10条第1項第3号」を「第5条及び第5条の4第1項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

10 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5条第1項」を「第5条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当支給条例第5条の4第1項及び第10条第1項第3号の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当支給条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して、退職手当の調整額を新設し、減額改定以外に給料月額が減額されたことがある場合における退職手当の基本額に係る特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。